

公益社団法人 日本彫刻会
彫刻研究誌 アートライブラリー
論文投稿規程

(主旨)

第1条

『彫刻研究誌 アートライブラリー』(以下、本誌)は定款第4条に基づき公益社団法人日本彫刻会(以下、本会)が発行する研究誌であり、彫刻文化の発展に寄与するために、彫刻芸術に関わる研究成果の公表を目的として刊行される。

(投稿資格)

第2条

投稿は本会正会員・会友・賛助会員・名誉会員、及び正会員から推薦を得た者に限る。また、同一回の原稿募集に同一者を筆頭として投稿できる論文は一篇のみとする。

(論文種別)

第3条

本誌における論文の種別は次の2種とする。

- (1) 研究論文(完結した研究成果を述べたオリジナルな著述であり、独創性や有用性などの観点から学術的価値が認められ、彫刻文化の発展に寄与するもの)
- (2) 研究ノート(学術研究や調査、制作実践等の成果をまとめた研究報告であり、研究論文に準ずる内容で、彫刻文化の発展に資する知見を含むもの)

投稿者は投稿原稿の内容に応じていずれかの種別を明示する。なお、掲載に際しての最終的な種別は、査読委員による審査と論文審査委員会の議を経て、これを決定する。

(掲載要件)

第4条

投稿原稿は印刷物として未発表のものに限る。また、論文の内容と記述が、他者の著作権や研究に関わる者の人権を侵害せず、十分に配慮されていることを条件とする。図版等の使用について、必要な場合は、投稿者において著作権に関する措置を講じる。

(書式)

第5条

原稿は図版・表等も含め、校正時に加筆を要しない完全版下原稿とする。頁数は、表題・抄録・本文・註・図版・表等をすべて含めて標準6頁、原則として上限12頁とする。詳細な書式は別に定める「原稿テンプレート(執筆細則)」の形式に従う。

(原稿募集)

第6条

本誌は、原則として1年に1回原稿募集を行い、年1回刊行する。募集時期は本学会報及びホームページ上で示すものとする。

(原稿提出)

第7条

原稿提出は、研究誌編集委員会が別途定める日時と手続きに従い行われるものとする。原稿はPDFデータとし、必要書類と併せてオンラインで提出することを原則とする。

(原稿受付と受理)

第8条

全てのデータが揃い、事務局で確認された日を受付日とする。指定期日を過ぎたもの、所定の形式を満たしていない原稿や不備のある原稿は受理されない。

(査読)

第9条

受理された原稿は、本誌の編集規程に従い設置された論文審査委員会による厳正な審査を経て、次のいずれかに取扱いを決定する。

- A. 採録
- B. 軽微な修正を要する条件付採録
- C. 照会後再判定を要する再査読
- D. 不採録

査読後の手続き等については、査読結果とともに投稿者に通知される。

(校正)

第10条

採録が決定した論文等について、執筆者は初校においてのみ校正を行うことができる。校正は誤植訂正のみとし、原文の増減訂正は認めない。

(掲載論文の著作権)

第11条

本誌への採録が決定された論文等の著作権は、本会に帰属する。ただし、著者自身による学術教育目的等での利用にあたっては、本会はこれを許諾する。その際には、出典(論文誌名, 巻号ページ, 出版年)を記載しなければならない。

(投稿料)

第 12 条

投稿者は原稿が受理された後、指定の期日までに投稿料として 1 篇につき 5,000 円を、採否に関わらず、事務局に納めなければならない。

(掲載料)

第 13 条

投稿者は本誌に論文掲載が決定した後、指定の期日までに掲載料として 1 篇につき 20,000 円を事務局に納付するものとする。納付のない場合には、論文は掲載されない。

(掲載誌の受取)

第 14 条

掲載論文執筆者(代表者)は、発行された研究誌を会員配付分とは別に 5 部受け取ることができる。それ以上の部数を希望する場合は、事務局に問い合わせの上、費用を別途納付する。抜刷は提供しない。

(投稿の取り下げ)

第 15 条

投稿者は、書面により理由書を添付して投稿の取り下げを申し出ることができる。掲載決定後の取り下げは認めない。

(規程の変更)

第 16 条

本規程を変更する場合は、理事会の決議を経てこれを行う。

この規程は、令和 2 年 10 月 15 日より実施する。